

(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例(素案)への 意見募集の結果について

(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例(素案)に対する意見を募集しました。
その結果について、以下のとおりお知らせします。

1 募集期間

2021年(令和3年)12月15日(水)から2022年(令和4年)1月14日(金)まで

2 募集結果

募集期間中、2人の方から延べ10件のご意見をいただきました。

提出方法	人数	件数(項目数)
郵送	0人	0件
ファクシミリ	2人	10件
電子メール	0人	0件
持参	0人	0件
計	2人	10件

3 意見概要と市の考え方

提出いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

(1) 条例(素案)の全般に関するご意見

No.	意見の概要	市の考え方
1	本条例案は市民に向けての条例となるので、誤解の生まれないような記述にするべきである。	本条例案は認知症の人やそのご家族をまちのみんなで支えていくため制定するものであり、全市民に関わる条例となります。そのため、条文全体をよりの確な表現に改めます。

(2) 条例(素案)の特定の項目に関するご意見

No.	意見の概要	市の考え方
2	(目的について) 目的を規定する条文において、「この条例は、明石市(以下「市」という。)における認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの基本理念を定め」と記載しているが、ここ	条文中の「市」の定義を見直し、行政主体としての「市」となるよう条文を改めます。 また、認知症に関わる我が国の状況を記述し、本条例の必要性をより明確にします。

	<p>での条文中の「市」は市域を指すものであり、行政主体としての「市」ではない。それ以降の「市」を引用する条文では行政主体としての「市」が使用されており、整合性が取れていないのではないか。</p>	
3	<p>(定義について)</p> <p>「市民、事業者、地域組織及び関係機関」を「関係機関等」と定義しているが、市民に呼びかけるための条例なので「市民等」と定義すべきではないか。</p>	<p>本条例案は市民に呼びかけるものであるため、「市民の役割」も条文中に記載しているところです。認知症の施策については、関係機関や地域組織との連携が主に想定されており「関係機関等」と記載した方がより分かりやすいものとなるため、「関係機関等」と定義します。</p>
4	<p>(市民の責務等について)</p> <p>市民の責務における条文について、「市民は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。」と記載しているが、施策は市が行うものであるから「市民は、市が実施する施策並びに事業者、地域組織及び関係機関の取組に協力するよう努めるものとする。」と改めるべきではないか。同趣旨で関係機関等の役割の条文についての記載を改めるべきではないか。</p>	<p>市だけではなく、関係機関等も市と協力・連携して施策や取組を行うことから現在の記載としています。</p>
5	<p>(地域組織の役割について)</p> <p>本人だけでなく家族も対象にするため、条文中の「認知症の人の見守り」を「認知症の人等の見守り」に改めるべきではないか。介護に疲れ果てた近親者が犯罪者となる痛ましい事件の防止のためには、介護者に対するご近所の見守りは欠かせないと思われる。</p>	<p>認知症施策においては、認知症の人への見守りだけでなく、家族への見守りも重要です。そのような役割は地域組織にも期待するところであり、条例全体の趣旨とも合致するので、「認知症の人等の生活の状況の見守り」と記載します。</p>
6	<p>(基本的施策（知識の普及及び人材育成等）について)</p> <p>認知症と診断される前の状況について、例えば、認知症予防に関する具体的な内容を織り込めないか。</p>	<p>本条例案は「認知症になっても安心できるまちづくり」を推進するためのものであり、認知症の方やそのご家族への施策を中心に記載しています。</p> <p>国の「認知症施策推進大綱」（令和元年6月</p>

		18日)においても、「認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分」とされており、認知症の予防に関しては、現在の記載としています。一方で、認知症の進行を抑制することは重要であり、本条例案に基づき認知症に関する必要な情報を収集し支援を行ってまいります。
7	<p>(基本的施策(知識の普及及び人材育成等)について)</p> <p>条文中の「市は、認知症予防に関する啓発及び知識の普及を行うとともに、地域組織等が主体的に実施する認知症予防に関する活動を支援するものとする。」の記載について、「地域組織等」に何が含まれるかわからない。</p>	認知症予防は地域組織が主体となって活動することが多いため、「地域組織等」という記載にしております。一方で、関係機関も専門的知見から参画することもあるため、文意をよりわかりやすくするため「関係機関等」に記載を改めます。
8	<p>(基本的施策(早期支援等)について)</p> <p>条文中の「認知症を早期に発見し」の記載は何を発見するのかがわかりにくい。</p>	対象等をわかりやすくする観点から「認知症の疑いがある人に早期に気づき」に記載を改めます。
9	<p>(基本的施策(関係機関等との情報共有及び連携強化)について)</p> <p>条文中の「必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化をするための機会を設けるものとする。」の文意がわかりにくい。</p>	文意をよりわかりやすくするため、「必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化を行うものとする。」に記載を改めます。
10	<p>地域総合支援センターの役割、組織等についてもより具体的に記載すべきではないか。</p>	地域総合支援センターについては、「明石市地域総合支援センター条例(平成29年条例第21号)」ですでに規定されていることから本条例案で改めての記載はしていません。一方で、地域総合支援センターは地域社会において中心的な役割を担う機関であり、本条例案が目指す「地域共生社会」においても重要な役割を担います。引き続き、支援センターと連携し、認知症施策を推進してまいります。